

厚 生 委 員 会

令和元年6月18日(火)

## 厚生委員会

日 時 令和元年6月18日(火) 午前10時00分開会—午前10時28閉会  
場 所 役場3階 第2委員会室

出席委員 松尾委員長、中原副委員長、谷崎、道工、坂原、反保、竹原、奥野

欠席委員 なし

傍聴議員 和田、小川

出席理事者 田代町長

松岡副町長

笠間教育長

松井しあわせ創造部長

川端まちづくり戦略室長兼町長公室長

西総務部長

相馬財政改革部長

栗山総務部理事兼財政改革部理事

今坂しあわせ創造部理事兼住民課長

松本しあわせ創造部副理事兼保険年金課長

増田しあわせ創造部副理事兼福祉課長

辻里生活環境課長

案 件

(1) 付託案件について

(午前10時00分 開会)

松尾委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから、厚生委員会を開会します。

本日の出席委員は8名です。

理事者については、中口副町長が公務のため欠席です。

定足数に達しておりますので、本委員会は成立しました。

これより厚生委員会を開きます。

なお、携帯電話はマナーモードにお願いします。

また、理事者から報告事項がありますので、委員会終了後、引き続き、協議会を開催します。よろしくをお願いします。

議題に入る前に、本日の資料に誤りが1カ所あるとのことですので、しあわせ創造部、松井部長から訂正をお願いしたいと思います。

松井部長。

松井しあわせ創造部長 本定例会におきましてご審議いただいております議案第43号 岬町国民健康保険条例の一部改正についての資料、新旧対照表に誤りがございました。大変申し訳ございませんでした。

議案書に添付させていただいております新旧対照表につきましては、既に総務部のほうから差し替えをさせていただいておりますが、本日の厚生委員会の資料につきましては、正誤表での対応とさせていただきたく、よろしくお願いいたします。

それでは、訂正箇所について、ご説明させていただきます。

恐れ入りますが、お手元に配付の正誤表をご覧くださいませでしょうか。

厚生委員会資料の6ページ、岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例、新旧対照表の左の欄、新の欄でございますが、17行目にあります合計額とあるのは誤りで、正しくは合計数でございます。訂正し、おわび申し上げます。

今後、資料の作成に当たりましては、十分精査の上、提出させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

松尾委員長 皆さん、よろしくお願いいたします。

それでは、引き続き始めます。

6月12日の本会議において本委員会に付託を受けました議案2件の審査を行

います。

それでは、これより議事に入ります。

なお、発言者については、必ずマイクのスイッチを入れてから、発言をお願いします。

また、理事者の発言は、所属部署と氏名を言ってから、お願いいたします。

議案第42号「岬町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本件については、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

それでは、質疑を行いたいと思います。

質疑ございませんか。

皆さん、ないですか。

(「なし」の声あり)

松尾委員長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

松尾委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第42号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

松尾委員長 満場一致でございます。

よって、議案第42号は、本委員会において可決されました。

議案第43号「岬町国民健康保険条例の一部改正について」を議題とします。

本件については、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

それでは、質疑ございませんか。

坂原委員。

坂原委員 何点かわかりにくいところがあるので、お聞きしたいと思います。

もともと条例というのはわかりにくいところなのですが、その中でも特にわかりにくかったので答弁をお願いします。

資料の5ページですが、ここでは新しく㉠という項目が追加になるのでしょうか。ここで大阪府知事が定めたものに限るとあるのですが、大阪府知事が認めたものというのは、具体的にはどうなるのでしょうか。

松尾委員長 松本課長。

松本保険年金課長 先ほどの問いにお答えさせていただきます。

まず、この条例に定めます追加になりました㉠についてですが、こちらはもとの国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令第6条というのが特別調整交付金について定めているところでございまして、また、第1号㉠というのは、その中でも特別の事情がある場合についての規定となります。

松尾委員長 坂原委員。

坂原委員 あまり聞いてもよくわからなかったのですが、そういう説明になるわけですね。

次、6ページなのですが、今、正誤表で指摘のありましたところですが、新しいほうでは、特定同一世帯所属者の数の合計数に乗じることとされた金額となっているのですが、これは旧のほうでは27万5,000円として、はっきり具体的に金額が入っているのですが、新しいほうは金額の数字が入ってなくて、文章で説明になっているのですが、要は、具体的には金額は幾らとなるのでしょうか。

松尾委員長 松本課長。

松本保険年金課長 先ほどの問いにお答えさせていただきます。

今年度、平成31年度につきましては、こちらは具体的に5割軽減額に乗じる額が28万円、2割軽減額に乗じる額が51万円と規定されております。

松尾委員長 坂原委員。

坂原委員 27万5,000円という数字だけで当てはまらないということなのですね。

どう理解したらいいか、わからないのですが、すみません。

松尾委員長 松本課長。

松本保険年金課長 この条項に関しましては、ここ数年、毎年、金額のほうに変更になっておりますので、これに遅延なく対応するために、こちらの文言に変更させていただきます。

松尾委員長 坂原委員。

坂原委員 毎回毎回、数字を書いておくと、毎回改正しないといけないからということですね。この文章にしておいたら、毎回変えなくても対応できるという意味ですね。そう思ったらいいかな。

松尾委員長 松本課長。

松本保険年金課長 おっしゃるとおりでございます。

松尾委員長 坂原委員。

坂原委員 ということは、7ページも同じようなところがありますよね。これも全く同じと考えていいのですか。

松尾委員長 松本課長。

松本保険年金課長 こちらについても、同じ内容になります。

松尾委員長 坂原委員。

坂原委員 そう聞くとわかるのですけれども、ちょっと希望といいますか、条例改正について本会議場でも説明があったのですけれども、説明があったからこの場ではもうなしとなるのですけれども、これだけわかりにくいところがあったので、もう少しわかりやすいような資料というのか、つけ加えてくれたらいいのになと思うのです。これだけで何がどう変わっているのか全然わからないので、変わった場所を、新旧で見たらここが変わっているのだなとわかるけれども、その意味がわからないのでね。内容の意味がわからなかったら審議もしようがないと思うので、もう少し丁寧な対応というか、もう少し内容がわかるようなものをつけてもらえたらなと思うので、これからはまた、それですよろしくお願いいたします。

松尾委員長 要望でよろしいですか。

ほかに、皆さん、よろしいですか。

中原副委員長。

中原副委員長 今、坂原委員のほうから基準額について、算定の1つの基準になる所得のことが書かれている欄ですけれども、27万5,000円から28万円と、これは2割軽減に該当する場合の所得の、違っていたかな。5割軽減、失礼しました。

基準額を変更する対象が拡大されるということになるわけで、全く反対するものではないのですけれども、坂原委員のおっしゃるとおり、この新旧対照表の記述の仕方では、非常にわかりづらいということだと思っております。もともと国民健康保険の条例そのものが非常に難解であるということに加えて、このように施行令から引っ張ってくると、そっちを見てくれということはわかるのですけれども、また、事情についても先ほど答弁があったとおり、毎年金額が変更されると。施行令、上位法といいますか、そちらで変更されるということが適切に速やかに反映されるようにという意図はわかるのですが、確かに坂原委員のおっしゃるとおり、金額で具体的に示していただくと非常にわかりやすくなるということになると思うので、私は、こういう記述の仕方そのものに問題があると思っておりますけれども、せめて先ほど指摘があったように、わかりやすい資料を添付して、お配りいただければありがたいなということは思いますので、それについては担当課のほうで、ご苦勞をおかけしますけれども努力いただきたいと思います。

それで、質問なのですけれども、私も坂原委員と質問が重なるのですよ。1つ目の大阪府知事が定めたものという表現がありますけれども、その答弁で、特別な事情がある場合という説明をなさいました。その具体的な中身をもう少しわかりやすく教えていただきたいと思います。お願いします。

松尾委員長 松本課長。

松本保険年金課長 先ほどの質問にお答えさせていただきます。

今回改正されて運営方針のほうに追加された内容といたしまして、未就学児に係る医療費負担が多いことによる財政影響が考えられるもの及び、特特調といたしまして、財政負担の増加が思いのほか多くなる場合に準ずると認められる特別な事情があるものという形で、この2点を追加という形になっております。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 今、2つの事柄が示されました。大阪府の運営方針の中で見直しが行われたということで、2点挙げていただきました。

1つ目の未就学児の医療費のことですが、それは具体的にもう少し説明いただきたいと思うのですけれども、未就学児の医療費がどうなったら、岬町の国民健康保険の財政的な部分ですけれどもどうなるのか、具体的にお示しいただきたいということと、それから2点目の特特調とおっしゃいましたけれども、これは何

かの名称を略しておっしゃっておられるのかなど。特特調、特別何とか調整交付金の略かなと思うのですけれども。それはさっきお答えいただいた、さらに特別な事情がある場合のことを指しておられるのかなと思うのですけれども、その中身についてもお示しいただいて、岬町の財政上の影響、そのあたりをもう少しお聞きしたいと思います。

松尾委員長 松本課長。

松本保険年金課長 まず、1点目の未就学児の医療費に関するのですが、これに関しては、毎年、特別調整交付金で負担が大きくなるころについては国のほうから補助金をいただくという形になっているのですが、未就学児の医療費が当初見込みよりも大幅に増えた場合について、こちらの補助金をもらうことができるという形になっております。今のところ、岬町のほうでは、こちらは対象外という形にはなっているのですが、平成30年の制度改正のときに、大阪府全体でどのくらい必要なかというのを大阪府全体で補助金をもらいにいこうという形に変更になっております。

先ほどおっしゃいました特特調なのですが、おっしゃるとおり、特別調整交付金の中でも特に特別な事情がある場合に交付される特別調整交付金という中身になっておりまして、平成30年度に対象になった内容ですが、これにつきましては、昨年度は住所地特例が適用されない精神疾患系入院患者の費用額が調整対象の需要額の3%を超える場合ということで、精神疾患系の入院施設がある市町村に関しまして医療費が増大するというので、これに対して昨年度は交付金を受けられていると聞いております。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 今の説明を聞きますと、今年度においては、特に岬町へのこの分野での財政の影響は考えにくいと考えたらいいのですか。

松尾委員長 松本課長。

松本保険年金課長 直接の影響というのが、まず、今回改正によりまして、大阪府全体で計算される事業費納付金を算定する際に、必要経費から、あらかじめ交付を受けられる交付金を差し引いた額で事業費納付金を計算するという形になっているのですが、今まででしたら対象市町村だけがその部分の交付金を受けられるという形で直接差し引きをされていたのですが、大阪府全体で公費として差し引きをす

るという形になりますので、当然、事業費納付金の算定額に影響が出るものと思われま

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 何かよくわからなくて、難しいですね。計算の仕方が変わったということだけはわかったのですが、結局これが、そうしたら岬町の国保財政にとってプラスなのかマイナスなのか、そこがよくわからないなと思っていて、さっき影響を受けないと思っただけなのですかと聞いたのは、そういうことなのですよ。岬町の国保のお財布がどうなるのかということは、それぞれの加入しておられる方の保険料に関係してくるので、そういうことを聞いているのですけれども、私が理解できるような説明をいただくのは難しいのかな。では、お願いします。

松尾委員長 松本課長。

松本保険年金課長 まず、事業費納付金を計算すると、当然、各市町村の標準保険料率を計算する際に、その額が多いか少ないかで当然料率も変わってきますので、今回の改正によって事業費納付金の額に影響が出ますので、当然、本町の標準保険料率に対しても影響が出る。引く公費が大きくなれば、当然、事業費納付金の額は下がりますよね。ですので、当然、標準保険料率についても影響が出ますので、引く公費が大きくなれば、それだけ標準保険料率を計算する金額が少なくなるので、率が下がる可能性があるということになります。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 今の説明はわかりやすかったです。

そうすると、今の説明でいきますと、保険料が下がる可能性が出てくるということになるわけですが、そうなるのですか、実際問題。ただ、この計算だけではないのでね。例えば、医療費が多くなったら、公費で引く分が増えたとしても保険料は高くならざるを得ないとか、そういうことは起こってくると思うのですが、今の説明でいくと、仕組みそのものが変わったので保険料が下がるということが起こるかもしれないと思うわけですが、実際はどうなっていますか。

松尾委員長 松本課長。

松本保険年金課長 委員おっしゃるとおり、実際の金額で計算してみないとわからないというところが非常に大きいのですが、例えば、今回改正によって追加された公費

の部分が非常に大きくなったりとかという場合が出てきて、その事業費納付金に計算される経費がそれほど変わらないという場合になると、当然引く公費が大きくなるので、事業費納付金の額は下がります。となると、保険料率についても下がってきますという形で、影響が出るのではないかと想像をしております。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 ということは、この仕組みそのものは歓迎されるべきことだろうと捉えたらいいということかなと理解したいと思います。

もう少しお聞きするのですけれども、このことに直接かかわるものではないのですけれども、大阪府知事が定めたものという表現になっている府の運営方針ですね。その運営方針の中で、これは毎年少しずつ変わるみたいですが、公費負担とか、あとプラス、マイナス、いろいろな点数が定められていますよね。そのことによって、実際の岬町の被保険者の保険料にも行く行くは反映していくという仕組みがあるわけですが、その中で滞納専門部署等の設定というのがありますけれども、これは岬町ではしているということで点数をもらっているのか、していないということにしているのか、そこはどのように府に上げているのでしょうか。

松尾委員長 松本課長。

松本保険年金課長 本町におきましては、まず納付お知らせセンターという形で、滞納になる前に未納のある方についてお知らせを行うという部署を設けていることと、税務課行革推進担当と連携しまして、滞納世帯に対して督促を行うということを実施しておりますので、こちらについて、この部分は設置しているという形で報告しております。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 この滞納の問題は、保険料が高くて分納せざるを得ないという世帯がたくさん岬町にもあるわけですが、そういった方々に対して、今、ご答弁いただいた行革の方とも協力しながら、国保の担当者の方もどうように納めていくのが被保険者の生活も壊さずに、なおかつ努力をしてもらいながら、しっかりとお支払いをいただくということで、丁寧な対応をしてくださっていると私は思っているのです。

私のところへも相談にお見えになって、払いたいのだけれども、とても全額は

払えないという方のご相談に乗ったりもして、一緒に対応も同席させていただいて、担当のところと相談に乗ってもらいながら対応していただいているということなのですけれども。ちょっとこの間、特に今年度に入ってから、そのあたりの相談がちょっとスムーズにいかないような傾向があるのです。4月に入ってから窓口も非常に混雑していたりとか、2カ月たちましたので少し落ちついてこられたのかなと思うのですけれども、担当が変わったりとか、相談に行こうかなと思ったときに、相談者の方に少しご苦勞をおかけするような場面が、私の経験のみですけれども、1回ではなかったのです。それはどういったご事情からなのでしょう。

松尾委員長 松本課長。

松本保険年金課長 この4月の異動で担当者が変わったというのが一番大きな影響かなと思います、今後の対応としましては、以前と同じように丁寧な対応を努めていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 これは、この案件とは直接かわりはありませんので、参考までにお尋ねしたまでなのですが、なおかつ担当者が変わったということで、これは人事にかかわることですので、余り担当の方にこれ以上お尋ねするのもちよつと酷かな、そぐわないと思いますので。私たち議員は、余り人事については口を差し挟むべきではないと思っておりますけれども、実際に寄せられる相談に対応する中で、人事に起因するであろうと思われるような、相談者の側の立場からいうと、平たく言って困ることが実際の相談上発生しましたので、担当も恐らく大変苦勞されているところかなと思いますけれども、実際に住民の方にご迷惑がかかるようなことのないような、人事についてはぜひ、これは担当部局は関係ないのですけれども、この機会をおかりして、お願ひしておきたいと思ひます。

それで、質問は以上なのですけれども、先ほど坂原委員からも求めのあった、わかりやすい資料の提出についてはぜひ努力をしていただきたいと思うのと、それから、もう1点、一番初めに金額を具体的に示さない形で記述するということについては、こういう書き方をしますと、町の独自の努力というのは反映できなくなってしまうのですよ。また、その都度、記述をすればいいというのがそちらの論法かもしれませんが、これは国が基準を変えて、施行令が変わったら

そのとおりにする、右へ倣えということなのですね。私はかねてから国民健康保険料が高いということはずっと主張しているし、それを下げてほしいという住民の声も繰り返しお伝えしてきているところですので、こういう形での記述そのものを今後改めることも、ぜひ視野に入れてご検討いただきたい。町独自の努力が、こういう新旧対照表についてもあらわれるように努力していただきたいということを、あわせて求めておきたいと思います。ありがとうございます。

松尾委員長 要望でよろしいですか。

ほかの委員、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

松尾委員長 それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

松尾委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第43号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

松尾委員長 満場一致でございます。

よって、議案第43号は、本委員会において可決されました。

以上で、本委員会に付託を受けました議案2件については、全て議了いたしました。

本日の審議経過並びに結果については、次の本会議において委員長報告を行いますので、委員の皆様方のご協力をお願い申し上げます。

これで、厚生委員会を閉会します。

(午前10時28分 閉会)

以上の記録が本町議会第2回定例会付託委員会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

令和元年 6月18日

岬町議会

委 員 長 松 尾 匡